

苦情申立てを受理した場合の公示方法について

平成26年5月27日
堺市入札監視等委員会委員長決定

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成21年制定）5（6）に基づき、「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」を次のとおり定める。

1 公示方法

堺市入札監視等委員会（以下「委員会」という。）は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合は、次の各号に該当する方法にて公示を行う。

- ア 堺市財政局契約部契約課掲示
- イ 市のホームページ

2 公示形式

委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合は、次の各号に該当する項目について公示を行う。

- ア 苦情の受付番号
- イ 苦情申立人（匿名も可）
- ウ 苦情に係る調達機関名及び調達物品・サービス名
- エ 苦情の概要
- オ 苦情処理手続への参加を希望するものが委員会へ通知しなければならない期日